

農地法第3条の3第1項の規定による届出書添付書類

1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 1部

2. 委任状（代理人による提出及び受領の場合） 1部

※ 記載内容に疑義がある等において、必要に応じて証明書類の提示を求める場合があります。

※ 農業委員会によるあっせん等の希望をしない場合でも、相続農地の活用については井手町農業委員会までお気軽にご相談ください。